

衆議院 大蔵委員会 議録 第十号

平成十一年三月二十三日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 村井 仁君

理事 井奥 貞雄君 理事 衛藤征士郎君

理事 鴨下 一郎君 理事 柳本 卓治君

理事 上田 清司君 理事 日野 市朗君

理事 石井 啓一君 理事 小池百合子君

大石 秀政君 大島 理森君

奥山 茂彦君 河野 太郎君

佐田玄一郎君 桜田 義孝君

菅 義偉君 砂田 圭佑君

中野 正志君 中村正三郎君

平沼 越夫君 古屋 圭司君

村上誠一郎君 望月 義夫君

渡辺 具能君 渡辺 博道君

渡辺 喜美君 海江田万里君

末松 義規君 玉置 一弥君

中川 正春君 山本 孝史君

大口 善徳君 谷口 隆義君

並木 正芳君 西 博義君

若松 謙維君 鈴木 淑夫君

西野 陽君 米津 等史君

佐々木憲昭君 矢島 恒夫君

横光 克彦君

出席政府委員

金融監督庁監督 乾 文男君

部長 大蔵政務次官 谷垣 禎一君

大蔵大臣官房長 溝口善兵衛君

大蔵大臣官房審 福田 進君

識官 大蔵省主計局次 坂 篤郎君

長 大蔵省理財局長 中川 雅治君

委員外の出席者

大蔵省金融企画 局長 伏屋 和彦君

国税庁課税部長 森田 好則君

厚生省健康政策 局長 小林 秀資君

郵政省貯金局長 松井 浩君

郵政省簡易保険 局長 足立盛二郎君

議員 大原 一三君

議員 堀内 光雄君

議員 保岡 興治君

議員 小池百合子君

衆議院法制局第 二部長 窪田 勝弘君

法務大臣官房審 議官 吉成 修一君

大蔵大臣官房参 事官 内藤 純一君

大蔵委員会専門 員 藤井 保憲君

委員の異動

三月二十三日

辞任

河井 克行君

栗本慎一郎君

桜井 新君

平沼 越夫君

綿貫 民輔君

谷口 隆義君

鈴木 淑夫君

西田 猛君

同日

辞任 奥山 茂彦君

佐田玄一郎君

補欠選任

奥山 茂彦君

望月 義夫君

菅 義偉君

古屋 圭司君

佐田玄一郎君

西 博義君

西野 陽君

米津 等史君

同日

補欠選任 河井 克行君

綿貫 民輔君

本日の会議に付した案件

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案(大原一三君外三名提出、衆議院第九号)

菅 義偉君 桜井 新君

古屋 圭司君 平沼 越夫君

望月 義夫君 栗本慎一郎君

西 博義君 谷口 隆義君

西野 陽君 鈴木 淑夫君

米津 等史君 西田 猛君

同日

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○大原議員 土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昨年成立いたしました土地の再評価に関する法律は、法人が所有している不動産のうち長期に所有している事業用土地の帳簿価額と時価の乖離が著しい現状にかんがみ、これを是正し、資産の適正な評価を行うことができるようにすることに、金融機関の自己資本比率の向上を通じて金融の円滑化及び企業経営の健全化に資するものであり、

本日の会議に付した案件

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案(大原一三君外三名提出、衆議院第九号)

菅 義偉君 桜井 新君

古屋 圭司君 平沼 越夫君

望月 義夫君 栗本慎一郎君

西 博義君 谷口 隆義君

西野 陽君 鈴木 淑夫君

米津 等史君 西田 猛君

同日

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○大原議員 土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昨年成立いたしました土地の再評価に関する法律は、法人が所有している不動産のうち長期に所有している事業用土地の帳簿価額と時価の乖離が著しい現状にかんがみ、これを是正し、資産の適正な評価を行うことができるようにすることに、金融機関の自己資本比率の向上を通じて金融の円滑化及び企業経営の健全化に資するものであり、

本日の会議に付した案件

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案(大原一三君外三名提出、衆議院第九号)

菅 義偉君 桜井 新君

古屋 圭司君 平沼 越夫君

望月 義夫君 栗本慎一郎君

の採決の際の附帯決議でも指摘されております。効果会計に係る会計基準が採用されることになったことから、現在貸借対照表の負債の部に計上されております土地の再評価差額から繰り延べ税金負債を控除した金額を再評価差額金として資本の部に計上するとともに、公開会社は、その金額の三分の二を限度に自社株の消却に充てることができるとしてあります。これらの措置により、法人の財務内容の健全化、経営体質の強化につながるものと期待されるのであります。

○村井委員長 これより会議を開きます。大原一三君外三名提出、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。大原一三君。土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○村井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○玉置委員 御苦勞までございます。土地の再評価ということ、今回時価を使おうということ、一年延長して三年間に適用期間を延ばすということ、資本勘定への繰り入れという形で時価評価をされたこと、

○大原議員 土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昨年成立いたしました土地の再評価に関する法律は、法人が所有している不動産のうち長期に所有している事業用土地の帳簿価額と時価の乖離が著しい現状にかんがみ、これを是正し、資産の適正な評価を行うことができるようにすることに、金融機関の自己資本比率の向上を通じて金融の円滑化及び企業経営の健全化に資するものであり、

本日の会議に付した案件

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案(大原一三君外三名提出、衆議院第九号)

菅 義偉君 桜井 新君

古屋 圭司君 平沼 越夫君

望月 義夫君 栗本慎一郎君

西 博義君 谷口 隆義君

西野 陽君 鈴木 淑夫君

米津 等史君 西田 猛君

と、時価評価をかなり取り入れているところがあるわけでありまして、損益の処分をどうするかということが非常に問題になっているというふうにお聞きをいたしております。

我が国は、企業会計としましては、最近まで貸借対照表重視というような形でやってまいりました。アメリカなんかにおきまして、一九二九年、いわゆる金融大恐慌のときは貸借対照表というものが中心だったんですけれども、それ以降は、主に投資者保護、投資家保護のために、いわゆる収益性を重視した損益計算書を中心に市場に情報公開しているというふうなことでございます。日本の場合には貸借対照表でございますが、これはあくまでも出資者、いわゆる債権者、銀行、金融機関、そういうところが、融資先がどれだけ信用を確保しているか、いわゆる支払い能力を基準に物事を考えてきた、こういう流れがあるというところでございます。

私も会社におりましたときは、こういう企業分析も仕事のひとつでございましたので、両方とももつとほかの比率を重視して、それによってその企業をどうしていくかということをよくやってきたわけでありまして、実際に企業会計そのものが会社の実態をあらわしているかという、なかなかそうではない。やはりある時期、期間をとらえるか時点をとらえるか、そして将来の再生産、継続性ですね、この辺をどうするかということによりましていろいろの比率をほとんど変えることができるということがございますので、本当にどの会計処理が一番正しいんだというのはなかなか正確に言えないと思っております。

そういうふうな考えをいいますと、そのときの目的によつて政治的にも政策的にもいろいろの加工ができる、こういうことでございますので、企業会計の会計基準が今どのように変化しているか、それから、私も、海外から見て日本の会計はわからぬという話をよく聞くわけですから、その辺についてどういふふうな感じにおられるか、まずその点をお聞きしたいと思います。

○伏屋政府委員 お答えいたします。

御指摘のように、財務諸表が企業の実態を適正に反映することは、ディスクロージャーの信頼性を高めるためにも、今先生が言われました投資者または債権者、それは国の内外を問わないわけでございますが、そういうために重要なことであると考えております。

企業会計審議会におきましては、国際的な動向も踏まえまして会計基準等の見直しを幅広く進めてきております。

その主な内容といたしまして、連結情報中心のディスクロージャーへの移行、その際の子会社、関連会社の範囲の拡大とか税効果会計の導入とか退職給付に係る会計基準の整備、またさらに、今先生が御質問の中でも言われました、いわゆる評価の意味で金融商品に係る時価評価を導入する、これら等でございます。この結果、我が国の会計基準は国際的に遜色のないものになると考えておるところでございます。

○玉置委員 現在、法務委員会でも商法改正の話がされておりますけれども、いろいろの債券、金融債券とか社債、株式、いろいろありますが、昨年は銀行の中で土地評価についての方法を変えるということで御提言がありまして、我々も賛成してきたわけでありまして、今の法律でございますけれども。

今度は、実際に取得の評価を会計基準に合わせるように変えていくかということになるわけで、そのやり方が低価法、原価法、時価というふうな銀行の場合も乱れているわけですね。決算書には書かれておりますけれども、横並びの評価をするということでは非常に難しいと思っております。会計基準からいいますと、今までの基準がどうなっているのかということ、昨年この法律が実施されたときにどういふふうに変化してきたのか。いわゆる対象は限られておりましたけれども、その中でこの提言どおり土地評価の時価を取り入れたのかどうか、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

○伏屋政府委員 お答えいたします。

有価証券の評価につきましては、商法の各規定によりまして、現在原価法と低価法との選択が認められておるわけでございます。また、土地につきましては、商法によりまして原価評価されるわけでございますが、今先生も御指摘ありました昨年の土地の再評価に関する法律につきましては、基本的には原価評価の考え方を維持しつつ、特例として期限を切つて一回限り再評価できることとされているものと理解しております。

これらは金融機関についても一般事業会社と同様でございます。金融機関の会計処理も原則の範囲内のものであるということから、整合性を持ってこれらがとられておるところでございます。

○玉置委員 連結決算という形でこれから推移していくわけでございますけれども、今のお話で、金融機関がすべて導入をしたということではなくて、一部従来どおりということもあるようでございます。

そういうふうな形で、今度例えは連結決算といえますと企業グループということになるわけでありまして、ある大企業グループ全体の総合評価という形にこれらなっております。私も、そこでの統一会計基準的なものを強制力を持つてやらないと、グループ内がまた各自でそれぞれやられますと、グループ内評価というのとはできなくお考えでしょうか。

○伏屋政府委員 お答えいたします。今先生が言われましたのは大事な御指摘でございます。企業会計審議会の平成九年の「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」等を踏まえまして、証券取引法に基づきますディスクロージャー制度につきましては、本年四月以降開始する事業年度に係る有価証券報告書から、従来の個別情報中心から連結情報中心に転換を図るよう、現在、証券取引法に基づく大蔵省令の改正作業を鋭意進めているところでございます。

先生御存じのように、この連結財務諸表制度における子会社とか関連会社の範囲につきましては、従来からの持ち株基準から実質的な支配力基準、影響力基準を導入することによって、この点につきましては既に必要な省令作業を終えているわけでございますが、今進めている省令作業とあわせて、これらの見直しによりまして、今先生言われました企業の集団の情報により適切に開示されるようになるものと考えております。

○玉置委員 では、ちょっと土地評価についてお聞きをしたいと思います。

この土地の再評価についての法律がつけられますときに、昨年は貸し流し対策だ、こういう話をお聞きしていたと思つたのですが、貸し流し対策に対してはこの土地評価というのはどういふ関係があつて、どういふ効果が出てきたか、それについて大原議員にお聞きしたいと思います。

○大原議員 お答えいたします。そもそも、昨年でございますが、策定されましたのはおととしの暮れからであります。

我々、金融機関の自己資本比率を何とか上げることによつて当面の貸し流し対策に対応しようではないか。一方で公的資金の注入、十三兆円という金額が掲げられまして、私としては当時部内で申し上げたことではあります。まず銀行としてやるべきことがあるのではないのか。株は時価評価が認められているのに、世界で一番時価と原価の乖離の大きい土地については全く表示がされないというのはいかぬものだろうか。そういう考えから、諸外国の例を見ますと、サッチャーさんを初め、サッチャー内閣の後に評価が行われたわけでありまして、ドイツ、フランス等々、我が国よりも乖離の少ないところにおいて時価評価をして、それを自己資本に入れておるといふ実態を見まして、我々もそれを参酌しながら同じようなことをやったらどうかという提案をさせていただいたわけでございます。

それで、金融機関に対してどれだけの評価が行われたかといつますと、約四兆円の含み益がこの

再評価法によって出ております。これはどうもBIS規制の対象ではティア2にしかならないというところだそうでございます。その四五%、したがって、二兆円強のものが自己資本に算入されたという実態がございます。

現在、七兆数千億の公的資金を注入しようとしておられるのですが、それに対して二兆円というものが数字上提示されたということは、やはり何がしかの貸し流し対策に寄与したのではないかな、こう判断しております。

○玉置委員 確かに、おっしゃるようには含み益としては四・一兆円、大手十九行に出ているわけですね。これを自己資本比率八%の逆数の十二・五倍を掛けますと五十三・八兆円、その四五%というところで二十四兆円、二十四兆円が貸し出しの財源ということになるわけですが、私どもが昨年もおさまつていない。これは、自己資本比率はいかに八%を上回るか、もう今大体一〇%以上になってきていますが、そのことに金融機関が余りにも力を入れ過ぎた結果、不良債権の償却とか、逆に資本蓄積とかそちらの方を主体にしたのではないかと、予測されたような貸し流し対策になつていないかと思うのですが、その辺を正確にお答えいただきたい。

○大原議員 さつき申しましたことは、我々が策定するときの考え方を主として申し上げたわけでございますけれども、おっしゃるようには、自己資本比率の増加だけで貸し流しが解消されたとは私も思っておりません。

貸し流し対策には私も参画いたしましたわけでありまして、信用保証協会の融資の保証枠の拡大、あるいはまた政府関係機関の二十兆円に及ぶ融資の拡大等々、各般の施策によって何がしかの貸し流し対策に対する援護射撃ができたのではないのかなと思っております。

したがって、自己資本の増加が、今度の七兆四千億の注入にいたしましたも、その程度で果たして現在の金融機関の貸し流しが完全になくならないか、どう判断しておりますか。

先生おっしゃるとおり、五兆円ないし四兆円の評価益が出たことがストレートに貸し流し対策にはならなかった、しかし、何がしかのプラスにはなつたのではないかな。その辺の数字の内訳は、これはなかなか難しい問題でございます。私からお答えすることが現状ではわかりかねるといのが、実際でございます。

○玉置委員 この四・一兆円というのは、別に金がふえたわけじゃなくて、評価が変わつたということ、一番最初に申し上げましたように、企業会計基準のいわゆる政治的な部分、政策的な部分なので、そういう面からいいますと、今おっしゃいましたような引当金関係も、実際に、内部留保的に本来引当金を確保して、そこにどこまで積んでいくか。このどこまで積みかというものが政策的な部分だと思つておられます。

そういう状況からいいますと、今回は、何もかも身ぐるみはいで決算をよくしなければいけないというのが片方あります。これは株主対策ですね。そしてもう一つは、大蔵省が従来から見えておられます内部監査、内部監査というのは健全性ということだと思つておられますが、その両方を確保するというのが非常に難しいのです。

健全性を確保しようとする、収益を落とすとして、利益を落とすとして配当を落とすということにもなるわけですね。そうすると株主が落ちるということになつてきます。だから、これは痛しかゆしで、昨年の三月末に株価が一萬八千円を上回らないと橋本内閣がもうだめだということをやつた、結局上回らなかつたわけですね。そういう状態

で、株価評価が早速こういうところに使われてきた。今回は土地評価も使われてきた、こういうことになつてまいります。

私どもは、果たしてそこに企業の健全性というのがあるかどうか、大変心配をしております。実際にないお金をあたかもあるかのごとく評価を変えてしまふ。大変心配なのは、これからずっと入つていきますが、時価ですね、時価というのは何だということなのです。

よく考えてみますと、時価というのは自分が売った実績が時価なんですけれども、ずっと今までの成り行きで見えていますと、いわゆる他人の取引なので、すべてが、実際にその企業が最近取引して、自分のところがこれだけ売れましたというのならばいいのですが、例えば有価証券ならそういう実績である程度評価できると思つておられます、相場がありますから。土地につきましても、土地市場というのはまずない。

これは大原先生の従来からの持論で、土地の市場をつくらなきゃいけないというのがあつたんですけれども、特に、土地なんかは今までは持つていただけで上がるからというので、買手が殺到した。いわゆる投機の商品というふうになつたわけですが、今は持つていても上がらない。だから、自分たちのその土地に対する利用価値、これによつて上がる。そういうふうな便利のところは集中してまだ上がつていまして、こういうふうな状態では、ほとんど下落している。こういうふうな状態であつたとして正確な時価がつかめるか、こういうことになつてまいります。

逆に、時価というのは、簡単に考えれば、今買ったから幾らかというものが時価だと思つておられます。それは、それを把握できるという前提のもとに相場というものがあつて、そういうことなのです。

では、これから、例えば銀行関係が不良債権をずっと償却していきまして、ある程度どろどろがついて、今度は保有している土地、これはもう償却が終つていきますから、売つたら利益になるわけですね、こういうことで幾らで売つてもいい、こう

なつてきたときに、従来の取得価格をはるかに下回つて売る可能性もあります。それから、担保物件になつていられるものも、買取機構が今ほとんど買つていきますけれども、なかなか売れない。しかし、それも、もう値段は幾らでもいい、こういうふうになつてくると今度は売れ始めます。そうなりますと土地の価格がほとんど下落していく。

では、この辺を今の基準で、例えば公示価格というのがございますが、公示価格、路線価とかそういうふうなもので評価するのか、あるいは売買実績で評価をするのか、あるいは将来、これは将来の話なので、会社を清算するときとか、そういうときに実際の評価が出てくるわけですが、そのときの評価と今の例えば時価と定めたところとどういうふうな価格が変化すると想定されているのか。その時価というものについてのお考えをちよつと知りたいと思つておられます。

○大原議員 国土庁の公示価格というのがございますけれども、これも我々はいわゆる時価と言つておられます。我々が時価と言つた場合に、一物に三価も四価もあるというのが今日の実態であります。固定資産税の評価も時価と書いてございまして、さらにまた地価税の課税も時価と書いてございまして、さらにまた相続税の課税も時価、こう言つていられるにかかわらず、それぞれ評価の基準が違つておられます。

一番合理的なのは公示価格だと思つてございまして、これは売買実例を基準にして決めるのでありますけれども、正直に言つて、全国六万点しか点数がありませんので、今回の土地の再評価に關して公示価格が使えるところというのは極めて限られておられます。

しかしながら、各企業の皆さん方は、例の地価税によつて地価の評価をしていらつしやいます。地価税の評価というのは、正直申しまして、いわゆる相続税の路線価を基準にしていられるわけでございますから、時価の大体八割相当額になるわけでありまして、売買実例があれば一〇〇%になれるの

であります。しかしながら、大企業に至っては数万筆という筆数をお持ちでございます。それを公示価格に準じた売買実例の価格に翻訳し直すというのは、極めて大きな作業が必要であります。したがって、金融機関で再評価をされたところの実態を聞きますと、一番手っ取り早い、去年まで課税されておりました地価税の評価を時価として採用いたしましたという例が圧倒的に多いでございます。

玉置先生のおっしゃるとおり、我が国の土地に関する時価というのが、株のように市場があつてはつきり出てくるならば極めて評価しやすいのでございますけれども、申し上げたように、昨年の法律に基づく政令では五つの価格を基準にして、五つの中には不動産鑑定士の評価というのも入っております。それらのものを基準にして、限りなくゆるる売買実例の時価に近いものに調整していただく、それについては不動産鑑定士や公認会計士の方々とよく御相談していただく、こういうことに相なっているわけでございます。

○玉置委員 五つもあると、それぞれれを使うか一応明記しないということですが、それ自身は横並びで数字の比較はできないということになるわけで、ちよつと大変だと思つてます。しかし、これは今回の有価証券の方も同じでございます。例えばその実勢価格がどんどんと下落をしていった場合、今時点の評価は一度きりでございますから、含み益として出したつもりが、ずつと残つていくと今度は含み損だということになつてしまふ、こういうことになりませう。

例えば株でもそうですが、今それぞれの持ち合い株といひますか、こういうものがありまして、例えば三井、三菱とかいわゆる昔の財閥系の企業がグループがありますけれども、この企業グループがグループ間で持ち合いをしているというのが大体二、三％と言われています。私も取引関係を含めてずつと調べて、いろいろな数字を見えますと、大体六〇％ぐらいあるいはそれ以上が相互持ち合いという形で、いわゆる株主安定化

というところで流動株を抑えてしまふという動きがありまして、非常に流動株が少ない、こういうのがあります。ところが、国際基準でいくとあるいは関連会社も含めた連結決算となつてきますと、ほとんど減らしていかうという動きが今出ていまして、それも株価に影響しているだろう。だから、今までは異常に高過ぎて、相互持ち合いで流動株が非常に少ないということ、そこへ機関投資家だけではなくて個人も集中した、そういうのがありました。だから、とんでもない値段がついたということですが、今や企業側も新たに株を買わないで放出をする側も回つてきているということ、お互いに自社株は上げたいけれどもよその株は持ちたくないというので売りに出ているわけですね。

去年なんか特にその最たるものでございまして、これは、去年売った人はまだいいのですが、去年の後半から今にかけて売っているところは大変なんですね、安くなつちやうて。そういうことを考えていきますと、評価された時点で持っている保有株が、実際に何か事あるごととに売つていかなきゃいけない状態がずつと続いていくということになりますと、非常に評価損というのが出てくるということ、決して益ばかりじゃないと思つておられます。

今現在、益があるからということで想定をされてはいますが、これから一年間というか、特に三月末から後の、また来年になるんですかね、来年の末までということやりますとどういふふうになるか、その辺の予測をちよつとお聞きしたいと思います。

○伏魔政府委員 お答えいたします。今先生言われました内容で、資産の評価方法につきましましては、従来は、利益を計上することに慎重な保守主義等の考え方から原価法とか低価法が広く行われてきたわけでございます。しかし、近年企業会計の透明性を一層高めていくためには、マーケットのあるようなものは、特に時価による自由な換金が可能だという資産につきましましては、

時価評価をすることが適当であるとの考え方が支持されるようになってきておりまして、このような観点から、主として金融商品につきましては、国際的に時価評価が採用されてきているわけでございます。

我が国におきましても、企業会計審議会が本年一月に取りまとめた「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」におきましては、時価による自由な換金、決済等が可能な金融資産につきましては、これを時価評価し、適切に財務諸表に反映することが必要であるとされているわけでございます。

今先生の御質問の有価証券につきましては、子会社とか関連会社株式は、相手の方が連結になつておりまして、相手の方がいわば資本なものですから、これは原価評価するというところでございまして、その他の有価証券につきましては、この意見書の中で、時価評価はするが、まさに先生言われたように、まだこれは未実現、実現していないわけでございますので、評価差額を損益には計上せず貸借対照表の資本の部に直接計上するということ、これは平成十二年四月以降に開始する事業年度から段階的に実施することとしているわけでございます。

ただ、おっしゃいましたように、そうやって計上いたしましたも、その後の株価によつてそのものは変動があり得るわけでございます。そういう点は否定できないと思つてます。○玉置委員 私どもが心配しますのは、会計処理によつて後の影響が逆に出てくるんではないかということでございます。その時価評価の差額ですね、差損、損益ですが、この処理をどうするか。今お話にありました企業会計審議会の答申といひますか意見書、あるいは論点整理とか、いろいろな形で今まで表現がなされております。これも、換金、決済等により評価差額の損益を確定することが可能な場合ということである程度限定されているわけでありまして、このときの財務諸表についてどういふ形であるかということも十分認

識してやりなさい、こういうふうなことでございませう。それで、私どもが考えているというよりも、むしろ大原先生が、とりあえず前回はこういうふうにした、今回はこういうふうにしたというお話がありました。前回は負債勘定にこの処理の差損、差益を入れたということですが、ことしは資本に計上して税金分を資産の部に計上する、こういうお話だということでございます。

ずつと各国を見ますと、アメリカ方式というのは、損益計算書に営業外収益で載せるといふことですね。それからもう一つ、貸借対照表に、昨年のように負債勘定に計上ということ、これは自己資本の増加というふうに見るわけでありまして、それをやる方法。それからイギリス方式で、純利益とは別の利益概念という形で、実現するまで配当に回せないわけですから、それを留保するような形で記載をする、こういう三つぐらいのやり方があるよというところでございませう。ことしはこういうやり方で、それで毎年変わるものかどうかというのと、本当に何が正しいのか、よくわからないんですが、その辺をお教えいただきたいと思つてます。○大原議員 私も、正直言つてその点は非常に悩んでいるところであります。戦後、昭和二十五年でございますが、資産再評価法というのが初めてできました。それから、なかなかおやりにならないものから、二十六年にさらにまた一年やりなさいということをやつたんです。これも大して成績は上がらなかつた。それで、二十八年にもう一回やりました。やりましたけれども、これもなかなか成績は上がらない。当時の企業にとつては、そういうことをやるよりも、とにかく当面の利益を何とかかやしたいということが実際でございまして、償却資産がふえなかなかなかおやりにならなかつた実態があると思つてます。そこで、二十九年に資本充実法という名前で、上場会社については償却資産を強制するという手

統をとりました。その間、これは資本勘定に既に入っておったわけでありすが、一応それで再評価が終わりました三十年、並びに、三十年から始まって、再評価準備金、積立金という名前の極めてあいまいなことの評価差益を事後処理として資本勘定に繰り入れるという手続を踏んでおります。したがって、昭和四十二年までにだらだらと組み入れてきたのを、四十二年、新たに法律をつくりまして、残った金額を全額自己資本に算入しなさいという手続を踏んだ経緯がございます。

したがって、昨年私は、正直に申しまして、これは資本勘定に入れていいんじゃないかという議論をしたのでありますが、とにかく最近は初めてのことでありまして、したがって、法人税四五、六%というものを含んだ評価益をいきなり資本勘定に入れるというのは問題がある、こういうことでございまして、とりあえず負債勘定へ立てさせていいただきました。負債勘定には立ちましたがいわゆるBIS規制の対象ではティア2に入る、劣後債と同じでございまして、その基準であれば負債勘定でもいいではないかという議論がありましたので、私も一応納得をいたしました。

昨年の国会での議論の中で、資本勘定に繰り入れるべきであるという御議論が一部の先生方から提示されたことも事実でございます。したがって、いずれば資本勘定へ繰り入れなきゃならぬ項目であると思うのでありますから、この際、二年経過後には恐らくそういう措置をとらなければならなかったであろうと思われましたけれども、とにかく資本勘定に入れれば、当面非常に要請の強い自社株の消却に、たまたまこの法律と一緒に昨年成立した議員立法による商法の特例、いわゆる過剰株を消却しようという法律がございましたので、その有効期間中に繰り入れて、その法律も利用できるといふ仕組みにしてあげたいかかなというところで、したがって、その法律に合わせて適用期間も、この三月三十一日で二年間の評価で終わるところでございまして、その自社株消却の特例法の適用期間に合わせて一年間延長して、何と

かこれを使って今の過剰なエクイティファイナンスの消却に使っていただけたら、こういう要請から今回の改正にいたしましたものであります。

○玉置委員 自社株買いは、自己資本を増加させるということに固めるためには非常にいいと思いますが、株価操作にもなるわけですね。その辺が、やはり昔から商法に規制されているところだと思っております。

それともう一つ、問題は、いわゆる総資本回転率。資本が拡大しますと、総資本回転率が落ちてくる。我々、企業会計の勉強をしたときには、総資本回転率は一〇を上回る方がいいのだ、こういう話で、それをやるか上回っているところが最近たくさんあるのですけれども、実際に土地評価を変えたり異なることをやるとそれを割るところが出てくる。そういうところについては経営上の問題がないのか、あるいはあの数字はうそなのかということですね、我々にしてみれば、一生懸命勉強して、それを信じてやってきて、今度はそんなのはどうでもいいんだというような形になってくるのです。その辺がおかしくなる。

それから、投資家の基準でありますROE、総資本利益率、これが当然、資本がふえると、利益は一定ですから一株当たりというか減ってくる。この投資に対する影響力はないのか、その辺をちよつとお答えいただきたいと思っております。

○大原議員 お説のとおりだと思っております。金融機関は、やむにやまれず去年評価をされました。第一回目の評価でございまして、今回、さらにまた金融機関の皆さん方にも評価されるところが出てくると思うのです。

ただ、この法律は金融機関に限られてはいないのです。商法監査特例法人ということ、資本金五億円以上が負債が五百億以上の企業ということになりますと、八千社から九千社の企業であります。金融機関は約三千ぐらいでありますから、それは残りの企業もおやりになるものというふうな考えておいたわけでありすが、どうもその辺の実態が把握されておりませんけれども、

金融機関以外の企業で再評価をおやりになった企業が非常に少ないという印象を受けております。例えば鉄鋼とか造船、石油精製、さらにまた化学関係の装置産業の方々は、かなりの再評価差益をお出しになれる企業だと私は思うのです。しかも、そういった実態になりましたのは、正直申しまして、やはりさつきおっしゃった資本利益率の低下という問題があったからではないのかな、こう推察をいたす次第であります。

しかしながら、自社株の消却をこれによって認めるということ新たに導入しますと、やはりそういう要請をお持ちの金融機関以外の企業がおありのようございまして、そういう企業では、今回こういう措置を導入することによって、再評価をしたいという企業もあるようであります。

さらにまた、昨年の実態、土地の再評価とは一体何だ、やっちゃって、うちは筆数が何十万筆もあるのに、手数ばかりかかってどういうメリットがあるのかなという、いわば徹底しない、PRの行き届かない面も多分にあったと思うのです。ところが、最近、一部の企業団においては、これを再評価して自己資本をふやすことによつて金融機関からの借り入れを容易にしようというような動きもあるように聞いております。

いずれにしても、やってみなければわからぬ話を私今申し上げたわけでありすが、そういうふうな要請が一部にあることも事実でございます。果たしてこれが自社株の消却にどの程度役立つか、また予測はつきませんけれども、そういう要請があれば、いずれにしても資本勘定に組み入れなきゃならぬお金でございますので、この際やらせていただきたい、これが本法律の改正の要旨でございます。

○玉置委員 貸し渋り対策とか、今度は自社株対策とか、いろいろ変わってまいりますけれども、背に腹はかえられないで、決算の状況を若干でもよくするために、余っているものは何でも使え、こういうことでやられるのはやむを得ないことだと思っております。

しかし、全般にいろいろな企業の借り入れ等を見ておまして、実際にはもう既に土地の再評価は終わっているんだ。これはなぜかといふと、借入金などの担保とかそういうようなものの評価、特に担保付保率を見ていると、都市銀行なんかは五〇%以下だ、三十%ですね。地銀が大体五〇から六〇ぐらい、それから信用金庫になりますと九〇%以上という担保の付保率がある。この担保はほとんど不動産ですね。

そういう意味からいいますと、土地担保のところの評価というのは、小さくなるほど評価が終わってしまっている。逆に、実質的なメリットというのは何かというところ、余力があるところは自社株買いができますから、あとは決算対策しかないのです。見せかけの決算対策ということでございます。その辺が、例えばことし一年で済むものかどうかという心配もあります。

だから、実質的に企業の中身がどう変わっていくのかという面で見ると、確かに優良な会社ほど効果は非常に大きいですね。優良でないのはもう既に使い終わっていますから。では、負債の方の評価も時価でやったらどうなるかと、そういうことを考えていきますと、メリットというのは出てこなくなる。だから、いいところはいいけれども、悪いところには余りきかない、そういう心配もしているのですが、この辺についてはどういふふうに見ておられますか。

○大原議員 まさにおっしゃるとおりだと思っております。ただ、私考えますのは、株は会社がつぶれちゃったから紙切れになってしまふのです。土地は、リアルエステートと言われるように、現実に残るわけです。株を時価会計に入れて利益を出すという計算をしながら、一方でとにかく天と地の差ほどある原価と時価の差額を抱え込んでおる土地を、企業会計の上から全く我関せずという形にしておくのはいかなものだろうか。

特に、ある一例を申し上げますと、東京駅の近くの都市銀行の地価が何と六百万円で、坪七千円から

いにしかなりません。その近く、東京駅の近くでありますが、国鉄本社の売買代金が坪一千八百万円だったと思うのです。坪は七千円で、一方は売っちゃった千八百万円、こういう異常な日本の土地の原価と時価の乖離を、さつきからおっしゃいます企業会計の中で、時価会計、債務者やあるいは債権者に企業の実態を明らかにするという会計をどのように導入していったらいいのかなということについて、私、専門家ではないので、非常に悩みを持っておる問題点の一つであります。外国でもかなりバブルがありました、土地の評価益が出たようございますが、しかし、日本ほど、これだけ乖離の大きい土地というものを会計上どう把握していいのか。連結をやりましても、時価会計を導入しても、税効果会計を導入しても、どうも土地だけは野放しになっているようでございます。いまして、今後の企業会計のあり方として、日本の異常な地価というものを、たとえバブル期に千五百兆円膨れて、それが現在、七百五十兆円縮まって、縮まった分が残り七百五十兆円残ってはいないといいた方が、先ほど申し上げたような一例にも見るような乖離をどう開示していくのかなというの、やはりこれからは考え直していかなければならぬ課題の一つではないのかな。

先ほどから玉置先生の会計に関するお話を聞きながら、そんなことをふと私感した次第であります。○玉置委員 あと三分しかございませんので、財務省にお聞きをしたいと思います。今お聞きのように、企業会計というのが政策的な部分でいろいろあつちへ行つたりこつちへ行つたりということと揺れ動いているわけでありまして、これからの一つの流れとしての連結決算、それから国際会計基準、この辺を踏まえ、今のグループ内のいろいろな企業間の会計手法の違いとかあるいは外国との差とか、そういうものを見ていって、これからどういふ方向に会計基準とか会計原則が変わっていくか。あるいは、

は、財務省自身として、企業会計そのものについてはどういう目的でどういふ方向に行くのですよというの、もし大体決まっていれば、お答えをいただきたいと思つております。○吉成説明員 お答え申し上げます。先ほどから先生御指摘のとおり、企業会計の中で、商法の会計、これは原価主義を採用いたしております。しかしながら、ことし、国会にお出しいたしました商法の改正法案の中で、金融資産につきましては時価会計をとることを認めるというよう改正法案をお出しいたしております。したがういふ修正法案を、今後、商法上の会計の扱いでございますが、国際的な会計基準の動向でありますけれども、国際的な会計原則との整合性等々を考へながら考へてまいりたいと思つております。特に、おっしゃいましたように、連結決算の問題につきましても、これは大きな課題であるといふふうにお考へておりました、今後真剣に取り組んでまいりたいといふふうにお考へております。

○玉置委員 一つの流れは、ずっと全体がそういうことを感じてやってくるということ、大変大事だと思つて、ぜひ頑張つていただきたいと思つております。それから、今、国の借金は地方と合わせますと六百兆円というように言われておりますが、私も、借金はかりではなくてやはり資産の評価もやるべきだと。今、実際に、国有財産という目で見ますと、国有財産が大体百兆円ぐらいですけれども、時価でやると四百兆円ぐらいだ。それ以外に、郵政事業ばかり言うともた怒られますけれども、例えばの話です、郵政のように事業として成り立つところと、あるいは国の工業技術院とかいろいろなところで特許を持っていたり、ノウハウとしていろいろな技術を持っています。こういうことを考へていきますと、そういうものを民間に放出するといひますか、売却するとかあるいはロイヤルティーをもらうとか、いろいろなり方があると思つておりますが、活用していかなければいけないと思つております。

思ひます。時間がなくなつたので言いつ放しになりますけれども、そういう面でも、我々も財政再建から見ても民間が時価主義をとり、企業会計が変つていくということであれば、当然国家財政も、フローは予算化に使う、ストックは新しく財源を稼ぎ出す方を使うというふうなことを考へられませんか、こういうふうなことを考へて、こういうことをぜひお考へをいただきたいと思つております。では、質問を終わります。ありがとうございます。

○村井委員長 次に、若松謙維君。○若松委員 若松謙維でございます。昨年も、谷口議員と一緒に、専門的な立場からこの法案に関する質問をさせていただきました。まず初めに、私たちの意見では、本来、負債ではない、資本であるということ、大方その論理性は証明されて、けれども、結果的に資本に行かなかつたということはどうしてなのか。特に、谷口議員もかなり心外だと言つておりましたので、ぜひその経緯というものをこの際はつきりしたいと思つております。

○大原議員 先ほど私、ある先生から申し上げたのは若松先生のお話でございまして、昨年からは資本勘定へ繰り入れるべきであるという御意見でありました。私も、立法の当初は、やはり資本勘定へ繰り入れるべきではないのかなという感じを持つておりました。しかしながら、いろいろ法務当局とかあるいは主税局あるいは理財局関係等々と議論をすり合わせをしていく中で、やはりいきなり資本勘定というのはいかがなかなという議論があつたものから、会計の専門家でない私は一応譲歩をいたしまして、法人税が当時は四五、六%入つておるといふものを資本にいきなり全額入れるのはいかがなかな。私は、これは貸し渡り対策でございまして、ぜひ全額入れて、その一〇〇%をBISの対象にしたらえれば貸し渡り対策の有力なてこになるのだがなと思つてござい

したけれども、一応、皆さん方の、税務当局等の御意見もありまして、負債勘定へ立てました。しかし、資産再評価が終わればいづれは資本勘定へ繰り入れるべき性格のものである、かように私も考へておつたわけでありまして、いづれにしても、自社の消却等の要請もこれあり、一年間早めまして資本勘定へ繰り入れをしたい、こういう政策的な配慮から、今回、改正をお願いしたわけでございます。

の重要な未実現利益をまず帳簿に上げる、貸借対照表に上げるといふこと自体、やはりもう世界の動きからかなり逸脱しているのです。

それは注記事項でやればいい話であって、あとはもう証券アナリストとかそういう人がそれぞれ評価のための権とするというわけで、それを新たに入れなくちゃいけないというところは、結局、もう一方、有価証券の原価法をやりましたね。それが見ても、今、日本の決算書はいびつだ、そういう認識で、こういう手を加えれば加えるほど、かえって世界の投資家は日本の企業のディスクロージャーの信頼性に対して疑念を持たざるを得ないと思うのです。そういう意味で、今回、一年延長ということは大変残念に思っております。

ですから、そういう観点から、やはりこういう法律は早急になくすべきだ、こういうものは延長しないで、確かに景気が今後どうなるかわかりませんが、でも、延ばさないで、やるのだったら企業会計原則にゆだねるべきだ、ぜひそれを立法者としてこの場で明言していただきたいのですけれども。

○大原議員 先ほど申し上げましたが、日本の企業会計のありようというのは今非常に変動期にあると思うのです。そういう意味で、私よくわからぬのは、株式の評価に低価主義をとっておつたのをBISの関係から時価をとり、さらにまた時価が原価を割りますと原価主義をとるといふような、非常に便宜主義的な評価のやり方というところの方がはるかに日本の企業会計の原則を混迷化する要因だと思っております。

土地の再評価につきましては、企業会計原則から出発したというよりは、いわゆる金融機関の貸し渋りを何とか回避するための一助にしたいという政策的な配慮から、したがって議員立法でお願いしたいというのがこの土地再評価の経緯でございます。こんなことを年がら年じゅう繰り返していくべきであるというふうな考え方は私も毛頭持っておりません。

○若松委員 では、再度確認しますけれども、基

本的にこういうものは一回限りだと。結果的に一年延長しましたよね。実は、去年法務委員会で我が会派から、上田理事でしたけれども、当時は何かおつき合いたいな形で法案に賛成しました。ところが、ことしになって大蔵委員会です。ところで、こんなのはおかしいのだということでもかなり党内でももめたのですよ。参議院でも、民主党さんたちと連携をとって反対しようか、そんな話までしたぐらい、やはりこれは納得できないものなんです。それをかつ一年延長したということは、今の答弁ではちよつと納得できないのですよ。またもう一年、先生の優しさでやっつてしまふのではないかと。

明言してください。先生の人は信用しているのですけれども、この法案に関してはちよつと疑わざるを得ないのです。

○大原議員 これは、一年延長した動機は先ほど申し上げたとおりでありまして、昨年の法務委員会で先生も御質問されましたが、株式の消却という法律がちよつと三年間になってしまったので、今回これを資本勘定に繰り入れて自己株の消却をやるなら、それと合わせて一年間延長してあげたら消却が進むと。実際にあの法律で、株式の消却というのは想像した以上に非常にたくさん企業のやりやりになっているのです。例えば九年と十年の株式消却のための定款変更を見ますと、上場会社、店頭を入れまして三千社の中の四百社がおやりになっているようでありまして、恐らく、今後さらにそういういった動きが出てくるのではないかなというところで、せつかくの議員立法が、政策的な立法でありまして、それに順応してその法律の効果も上げたいなということで一年間の延長をやりましたわけでございます。これ以上延長するということはお説のとおり、やるつもりはございません。

○若松委員 去年この法律ができて二年間の期間があつたわけですね。この二年間に、こういう法律対応ではなくていわゆる企業会計原則、この方が公正な審議が行われるわけですので、そういう

た道もあろうかと思ひます、延長しないで。それをとられないで法律で一年間保障するようなやり方に対しては、どう御認識ですか。本来、この二年間の時効、それでこの法律の効力は消滅する、その間に企業会計原則なりをつくつてこの土地再評価に関する一つの会計処理をやるべき筋ではないかと思うのですけれども、そういう考え方はどうお考えですか。

○大原議員 私も先ほど申しましたが、日本の地価というものは国際的に考えられないほどアップノーマルな原価との乖離を時価との間に持つておるといふ実態、これを先生は私よりはるかに、公認会計士でいらつしやるし税理士でいらつしやるわけ、専門家でありまして、今さら私から申し上げるまでもないのであります。先ほど私が申し上げたような、土地の再評価について、株はおやりになっているのに、これだけ乖離した地価をどのように企業会計に今後反映していくかという、いわば日本的な会計上の課題だと思ひますので、この辺については、今後検討されるであろう企業会計のあり方に一石を投じていただいて、先生のような専門家がぜひともこの問題を解決していただきたいな、かように私は思つております。

○若松委員 大変な大石を投じていただいて、ありがとうございます。それでは、法務省の考え方なわけですけれども、先ほど大原先生も、いわゆる有価証券のやり方にしろ、いろいろあつておかしな問題提起もされましたけれども、私が少なくともイギリスなりあある会計先進国に行きますと、有価証券にしろ何にしろ、ここで言う金融資産ですか、そういうものに対しては、短期運用というか毎年の運用の中でやるいわゆるデベロップメント、トレーディングといひますけれども、トレーディング資産についてはやはり時価主義評価で、長期の投資勘定とかそういうものについては原価法という、それなりの区分けがあるんですね。

ですから、先ほど提起されたような問題意識はちよつと当たらないのではないかと、まずそういう

私の意見を述べさせていただきます。それでは、今度は商法について法務省に聞きたいのです。

いわゆる評価の原則について、取得原価主義、これは会計の大原則の原則ですから、それはそれで、その中の文言はいいのですけれども、さらに今後のさまざまな評価の基準についてはその時代のグローバルスタンダードがあるわけで、日本だけがこういう方法がある、日本の事情がこうあるといひながらも、基本的には含み益も含み損も全部出すというのが、これは貸借対照表、損益計算書に計上するというよりも、いわゆる注記でディスクロージャーするというのが時代の流れです。それから、そういう意味での時価というのですか、時価情報という面ではもうグローバルスタンダードになりつつあると思ひます。

そこに対して一つ一つ法律対応というのをやつていくと、もう日本の経済は間に合わないと思ひます。そういう対応で今後商法でその評価に対して、会計原則に対していろいろと規定していくという考え方を今でも持ち続けるのであれば、私は、今回バブル崩壊で日本がかなり大打撃を受けた、それに対して欧米並みの時価会計をやつていけば、みずから厳しいディスクロージャーをして、その結果早い迅速な対応ができた、こういう反省点があるわけなんです。ですから、商法への法務省の対応が、企業会計原則に対する対応が、認識が変わらなければ私は第二のバブルの処理の失敗というものが再来すると思ひます。

そういうことを考えますと、やはり法務省としても、こういう評価や会計処理については会計慣行または会計原則にゆだねる、そういう商法三十四条の文言修正というものを早急にやつてもらいたいのです。それについてはいかがでしょうか。

○吉戒説明員 お答えを申し上げます。非常に難しい企業会計のお話でございますけれども、先生よく御存じのとおり、商法の計算の規定は主として配当計算を念頭に置いたものでございます。すなわち、社内の資産がみだりに社外に出ないようにということで配当規制をかけるとい

うのが商法の計算の大原則でございます。したが
いまして、現在のところはいわゆる原価主義とい
うものを採用させていただいておりまして、その
中で各種の資産につきましての評価の方法を定め
ております。

御指摘のように、資産の評価をすべて企業会計
の慣行にゆだねるといふことにいたしますと実は
いろいろの問題が出てまいりまして、商法で、違
法な配当をいたしますと当然取締役は損害賠償責
任を負います。また、タコ配当というような刑事
罰の問題も起きてまいりますので、資産の評価の
規定につきましては、これをすべていわゆる公正
な会計慣行にゆだねるといふことはなかなか難し
かろうと思ひます。

ただ、資産の評価の問題につきましては、国際
的な会計基準あるいは国際的な潮流というものに
つきましてよくよく考えていかなきゃならないと
いうことは御指摘のとおりじゃないかと思ひま
す。

○若松委員 配当可能利益というのは確かに重要
な概念です。資本の充実とか債権者保護とか株主
保護とか、そういう面では重要なんですけれども、
そういう配当可能利益にしても、例えば実現利益
は配当可能利益で、未実現は配当可能じゃない、
そのくらいの大枠の区別だけで法律というのはい
いんですよ、原則論だけ述べていただければ。こ
ういう土地再評価も、商法特例法でこれは配当
可能利益を引きますとかそんなことなことをや
らないで、会計原則に本当は任せちゃっていいぐ
らいなんです。またこれから次々といろいろな
会計原則出ますよ。その発想じゃ私は対応できな
いと思ひます。

ですから、本来の商法の趣旨、債権者保護とか
資本充実とか、そういうところを害しないもの
であればもうすべて会計原則にゆだねる。その結
果、商法三十四条の文言も、きつく縛らないで、
まさにそういう流れに沿った文言修正、ぜひ早急
にさせていただきたいと思ひますけれども、再度
答弁お願いできますか。いつごろまでにそういう

検討をしていただけるのかも含めて御答弁願いま
す。

○吉戒説明員 お答え申し上げます。

繰り返しになるかと思ひますけれども、先ほど
申し上げましたように、商法の計算規定は株主あ
るいは会社債権者の保護ということを念頭に置い
てつくられたものでございまして、先ほど申し上
げましたように、違法な配当をした場合に、タコ
配当で刑事罰という問題がございまして、これは
やはり構成要件が厳格に定められておらないと刑
事罰もはつきりしないということもございまして
で、これをすべて企業会計の慣行にゆだねるとい
うことはなかなか難しい問題があるということに
ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○若松委員 当然、商法計算書類規則ですか、そ
ういった形で公開会社も縛られる面があるわけ
ですね。日本の会計制度、ディスクロージャーの制
度として商法と会計原則がある。こういう形の結
果、いわゆる日本の経済のパブルの処理はおくれ
ましたね。それはお認めにならぬと思ひます。す
けれども、そういう実態に対して、事実に対して、
結果に対して、法務省としてどういう認識でい
らっしゃいますか。少なくとも責任は感じていま
すか。

○吉戒説明員 法務省の方といたしましては、商
法という一つの民事の基本法のインフラを整備い
たしてございまして、これをもとにいたしましたど
のような会社運営がなされておるかということに
つきましてはなかなか承知しがたいところござ
います。

ただ、先ほどから先生おっしゃいますように、
商法上の計算の規定の問題と証券取引法上の企業
会計の問題、これはなるべく軌を一にして歩調を
そろえていこうという方向で検討させていただい
てございまして、国会にお出しいたしました今回の
商法の改正法案の中でも、金融資産につきまして
は一定の限度で時価評価を認めるといふような改
正をいたそうとされているところでございまして
○若松委員 全然答えていないですね。

やはり会計原則がまず最優先なんです。その
中で、例えば資本の充実とか債権者保護とか、そ
こで手当てすればいいんですけれども、今の御認
識だとやはり物事の発想が全く逆なんです。そ
ういう主張をさせていただいて、では、大蔵省に
お聞きしたいんですけれども、大蔵省いらっしや
いますか。

では、今の会計のあり方として、これは商法も
関係しておりますけれども、例えば有価証券は原
価法を適用してございます。今回の土地再評価は、
未実現利益、これを計上して。まさに世界の
投資家の不信を買っているのは事実だと思ひん
で、これも、こういった事実に対して、確かに現
下の経済情勢ということを考えればいいわけだ
けれども、それはまた注記等のディスクロ
ージャー対応で十分なわけなんです。でもこうい
う結果になったというのは、大蔵省としてどう考
えているのか。早急にこのグローバルスタンダー
ドに乖離したやり方はやはり改善すべきだと思
うんですけれども、それについてはいかがですか。

○内藤説明員 お答えいたします。

企業会計につきましては、現在、先ほど局長が
答弁いたしましたように、時価会計の流れにつ
きまして企業会計審議会で鋭意検討中ございま
す。例えば金融商品につきましても、企業会計の
方向で既に方針というの出されたところでござ
います。

今後につきましても、国際会計基準あるいは国
際的な検討の流れに沿いまして時価会計の考え
方を踏まえながら、さらに引き続き企業会計審
議会におきましてさまざまな問題について検討し
ていくというふうに考えております。

○若松委員 今そういう大蔵省の説明ですけれど
も、企業会計を重視していくと、こういった動向
に対して法務省は、少なくとも足を引っ張らない、
そういう商法の本来の趣旨に沿う形で可能な限り
企業会計については言わない、そういう認識で今
後対応していくと思ひますけれども、それでよ
ろしいですか。

○吉戒説明員 お答え申し上げます。

商法の計算関係の規定の検討につきましては、
常に企業会計審議会の動向等にも十分今まで意を
払っておりますし、それを踏まえて今回の金融
資産の時価会計の導入ということの改正案にもつ
ながったわけでございます。

○若松委員 法務省の説明というのは、私の国語
力がないからですか、全然かみ合わないですね。
何か国会議員をばかにしていませんか。もう一度
言ってください、もう一度。日本の将来のために
法務省のプラスになるかマイナスになるか評価し
たいと思ひます。どうぞ。

○吉戒説明員 御答弁申し上げます。

企業会計審議会の動向には十分に注意を払いな
がら商法の検討をまいりたいと思ひてございま
す。

○若松委員 大分大蔵省の答弁に近くなつてき
ましたので、これ以上やしませんけれども、ぜひお
願ひします。

それで、ちよつと具体的な質問で、自己株式の
消却財源にも使いたいというお話ですけれども、
やはりこちら辺は本当に難しいところだと思ひ
ます。先ほど、日本の土地だけの特殊事情とい
うところを配慮すれば何らか織り込めないかとい
うこともしかりだと思ひますけれども、本当は別
の方法もあるかと思ひます。

それは別として、今後、評価益なりを自己株式
の消却財源だけじゃなくて、資本の組み入れ、い
わゆる土地再評価差額というものを恐らく資本準
備金と利益準備金の間に設けるような形になる
と思ひます。これは商法計算書類規則で手当て
するんですか。法務省、どうですか、この科目の
表示の場所は。

○吉戒説明員 お答え申し上げます。

大変難しい問題でございますけれども、再評価
差額金を資本金に組み入れるべきではないかとい
うお尋ねだと思ひますけれども、これは先ほど来
から御質疑等がございまして、再評価差額金、
これは未実現の利益でございますので、性質といた

しましては利益剰余金としての性質を有するのではないかなというふうに考えております。したがって、そういう性質からいたしますと、資本金に組み入れるべきものではないであらうというふうに考えておるところでございます。

また、この再評価差額金でございますけれども、これは不確定な利益でございます。つまり、処分時において初めて確定した利益が出てくるというものでございますので、これを資本金に組み入れることを認めますと、再評価いたしました土地の価額がさらに下落いたしました場合には、資本の欠損という非常に大きな結果を生じる可能性がございます。したがって、こういうふうな結果を生じますと、先生御承知のとおり、商法上の資本維持の原則に反するというところもございまして、適当ではないというふうに考えております。

〔若松委員〕それで、評価は、商法計算書類規則、表示の場所と呼ぶ表示の場所でございますか。今回のものは、税金分は負債の部で、その余の分は資本の部というふうには……

○若松委員 資本の部のどこですか。

○吉戒説明員 失礼いたしました。利益剰余金というところでございます。

○若松委員 それでは最後に、この土地再評価の法案につきましてちょっと私の意見を言わせていただきますけれども、いずれにしても、企業会計をいわゆるグローバルスタンダード化する状況にありまして、まず金融資産の評価につきましては、時価会計、これがグローバルスタンダードになりつつある現状を考えますと、やはりこうした会計慣行または会計基準にゆだねるべきである。さらに、土地を含むその他の資産についても、時価会計の流れに留意しながら、早急に現行の評価原則についての見直しを検討していただきたい、それを要望いたします。

もう一点は、先ほどの有価証券の原価法、そして今回の土地の再評価、こういったところは現下の経済状況に対応するための措置ということだと思っております。ただ、これは拙速というか、やむを得ない会計慣行または会計基準に照らしての緊急的な措置だと思っておりますけれども、今後の経済回復というものにも留意していただいて、早急に望ましい会計処理に移行するように努力することを求めます。

これについては、提案者の委員に答えていただいてもいいんですけれども、法務省に、一応、私の意見並びに要望についてのお答えを願います。

○吉戒説明員 お答え申し上げます。

今先生の御指摘のような方向性でこの法律案につきましても、御指図の御検討がされておるところでございます。

○若松委員 では、ぜひ早急に再度お願いをして、時間が若干ありますので、やや関連すればするんですけれども、ほかの質問にちょっと移らせていただきますかと思っております。

「政府関係金融機関の延滞債権の状況」という資料を皆様にお配りさせていただきました。今いろいろと評価に関しての議論をさせていただきましたけれども、まず、政府系金融機関の不良債権について、これは大蔵省にお伺いしたいんですけれども、例えば、輸銀、国民公庫、住宅公庫等の政府系金融機関が有する貸付金残高百二十三兆円。これには、新しい国際投資銀行でしたか、ちょっと含まれていないんですけれども、このうち、元金が六カ月以上延滞している場合の不良債権額は、平成十年三月時点で一兆五百八十億円と初めて一兆円を超えたという報道がなされました。

今、政府系金融機関の資産悪化も指摘されている中、せっかく民間金融機関の不良債権が現在早急に処理をされていく、そして気がついたら、今度は政府系金融機関が問題を抱えていた、こういうのではまた日本経済の立て直しがやり直しという形になると思うんですね。

ですから、政府系金融機関にも民間金融機関と同じ不良債権引き当て基準を採用させるべきである、これは二〇〇一年の四月のペイオフまでにやるべきではないかと思っておりますけれども、大蔵省の

考えを聞きます。

○溝口政府委員 御指図のように、政府関係金融機関の延滞債権の数字はそのとおりでございます。これは、元金が六カ月以上延滞している債権ということでございます。民間と比べると範囲がやや狭いございまして、その点につきましては、例えば開銀でございますとか輸銀でございますとか銀行に非常に近い業務をしているところにつきましては、自主的に民間の基準に沿いまして不良債権の額を計算いたしております。

それによりまして、六カ月以上の延滞債権というところでございまして、一兆五百八十億円相当あります中で、輸銀の比率が貸付債権に対しては〇・九四％でございますが、民間並みの方法で計算しますと二・〇四％になります。開銀の場合は、六カ月以上の延滞債権ということでございます。〇・三二％でございますが、民間と全銀協の統一基準の考え方に基づいてやりますと〇・五二％になるわけでございます。

御指図のように、政府関係金融機関におきましても、業務を的確に遂行し、政策ニーズに効率的、機動的に対応するためにも、みずからの保有資産につきましても正確なリスクを把握していくということも重要でございます。私どももいたしましては、政府関係金融機関の業務の性格、金融機関の特性を勘案しながら、民間金融機関における動向も参照しながら、今後鋭意努力を続けてまいりたいと思っております。なるべく早くそういうことが実現できるようにいたしたいと考えております。

○若松委員 これは、政府系金融機関が全部適用というのは、やはり時間もかかるでしょうから無理でしょうけれども、いずれにしても、二〇〇一年四月というのは、日本の金融機関と預金者との関係というものは一変するわけでありまして、それを一つのめどとしてそれまでに適切な処置をしていただければ、そういう理解でよろしいですね。

○溝口政府委員 政府関係機関は幾つかございまして、大蔵省ですべて所管しているわけでございます。住宅金融公庫でございますと建設省で

ございましてか、中小の機関でございますと通産省等もございまして、政府部内でもよく相談をしましてまいらぬといかぬと考えております。今この時点で、私の方から時期まで明定することは難しいかと思っておりますけれども、なるべく早く、民間金融機関並みの方法で不良債権等の把握をするように最大限努力をしたいと思いますというふうに考えております。

○若松委員 とにかくぜひ早急に、ことしの三月までと言わなくても、本当は来年の三月までにやっつけてほしいな、これが率直な気持ちです。ぜひ努力していただくように要請して、次の質問に移りたいんです。

では、今度は、郵便貯金と簡保資金、現在の二つに二十三兆円の指定単があるんですね。いわゆる信託勘定ですね。これが、簡保事業団等を通じて信託銀行にその運用を委託しているわけですが、一方、民間金融機関もいよいよ時価会計が適用されるということで、これらの信託財産の評価も時価評価を早急にすべきである。これについてはやはり郵政省になるんですか。郵政省、お願いします。

○足立政府委員 お答えさせていただきます。

現在、郵貯、簡保合わせまして二十三兆円ほどの指定単があるわけでありまして、これは、簡保本体と一体となって資金運用をやるという観点から国の原価法を採用いたしております。時価評価損益については公表してないわけでありまして、

これは、基本的に、指定単という金融商品につきましても、長期保有を前提といたしております。売買するものではないといたしております。したがって、合理的な時価が形成される市場がそもそもないということ、また、信託銀行相互間でも顧客資産の統一的な評価基準が現在存在してないというふうなことも、また、特定の時点におきまして時価を公表いたしますと表現されない損益を公表することになりますので、いわば、郵貯、簡保資金の資金規模、大きさ、あるいは公的な性格からい

たしまして市場への影響も大きいということで、現在慎重な対処をしているところであります。

しかしながら、この時価情報を開示すべきという流れの中にあることは事実でありまして、こういった中で、私どももいたしましては、保険業界の今後の取り組み、あるいは現在、郵貯、簡保の自主運用に関する研究会を大臣の諮問機関といったしまして進めておるところであります。そういったところでの研究会の意見を踏まえましてこの時価情報の開示の問題については対処してまいりたいというふうに考えております。

○若松委員 せび、これから何か民間がまずやつのを数年おくらせて政府がやるというやり方じゃなくて、もう御存じの、アメリカの例えば国の決算書も、さまざま、いわゆる国と認められるところのものはすべて連結ベースで一つの貸借対照表、損益計算書になって、かつそれぞれの資産、負債の分析ができるようになっていくわけですね。

そういうことを考えると、少なくとも生損保、それが一つの会計原則なり決まったときにあわせて、せびこの郵貯、簡保の指定単、これについても評価の適用を同時にやってみてほしいんですけども、そういった観点からいかがですか。

○足立政府委員 先ほども申し上げたわけですが、時価情報を開示していくというのが一つの時代の要請であるということを受けとめながら、周囲のいろいろなそういった動きなども判断してまいりたいと思います。

なお、大蔵省とか企業会計審議会における時価会計の導入が検討されておりますし、また、郵政事業につきましても、中央省庁の改革基本法におきまして、郵政公社になりました時点で、「予算及び決算は、企業会計原則に基づき処理する」ということが同法三十三条に規定されておりますので、こういったことなども踏まえまして適切な対処をしてまいりたいというふうに考えております。

○若松委員 また、これは引き続きウオッチします。

から郵政省の対応というのを見ていきたいと思えます。

いずれにしてもかなりの巨額なので、また、ふたをあけてみたらこれだけ含み損がありましたというふうなことが絶対ないようお願いしたいと思っております。絶対ないと言えますかということ言えないんですよ。それに対してはやはりディスクロージャーをするしかないですね。それをせび改めて確認しておきたいと思えます。

時間は詰まりましたので、最後の質問です。これは大蔵省だと思っておりますけれども、ちょっと税法に移らせていただいて、S法人、サブチャプター、Sという、これはアメリカの税制ですけれども、現在、アメリカのベンチャービジネスが活用しておりますこのS法人制度というのが米国のいわゆる経済活力を生む源泉になっていく。これは九八年一月以降なんですから、いろいろな訂正があります。最近ではLLCという、リミテッド・ライアビリティ・コーポレーション制度、これが導入されて、ともに法人課税ではなくて、いわゆる所得通知書、これは英語ですとインフォメーションリターンと言っておりますけれども、この義務化のみで個人課税される。所得税課税みたいなものですね。ということで、税理士を雇わなくちゃいけないとかいろいろややこしい事務的な処理が省けるということで、これを活用して、余り経理の知識はないけれども、とにかくいい技術を持っている人、やる気のある人がどんどん会社をつくって、それで今アメリカの経済の活力に寄与している。

こういう事実があるわけですから、日本もこういうようなS法人的な、まさに中小零細のビジネス、ベンチャービジネスを促すような税制、一つの項目を設けてかなり簡素な税制を盛り込んでもいいのではないかと一つ提言する次第ですけれども、それについての大蔵省の考え方がいかですか。

○福田政府委員 お答え申し上げます。御案内のように、我が国の法人税は、法人の規

模にかかわらず、法人格に着目いたしましてその所得に課税することとしておりますが、先生今御紹介ございましたアメリカのSコーポレーション制度は、一定の条件に該当する小規模法人の場合、その選択によりまして、法人税ではなく、株主の所得として所得税の適用を受けることができるものと承知しております。

御指摘のようなこういったSコーポレーション制度につきましては、小規模企業税制のあり方、あるいは法人、個人の課税のバランスといった法人税、所得税のあり方として、私ども幅広い観点から議論すべきであると考えております。

○若松委員 時間が来ましたので、以上で終わります。ありがとうございます。

○村井委員 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

土地の再評価に関する法律は、昨年の法務委員会で審議され、三月三十一日に制定されております。その改正案の質疑を、ことしは法務委員会で、はなからこの大蔵委員会でやるわけでありまして、手続の上で問題を感しておりますが、内容を見てもいろいろと疑問を覚えるものでございます。そこで、きょうは、具体的に幾つか聞いてみたいと思えます。

まず数字を伺いたいと思えます。

○郵政政府委員 お答え申し上げます。昨年制定された土地再評価法に基づきまして、昨年三月期決算におきまして、全国の銀行、百四十六行ございまして、そのうち八十一行が土地再評価を実施いたしました。

○佐々木(憲)委員 それでは、事業会社は何社、この再評価を実施したでしょうか。

○大原議員 先ほども申しましたが、事業会社の数は正確な数字を把握しておりません。しかしながら、一、二聞きますと、非常に限られた数しか事業会社さんは評価をしていないということ聞いております。

○佐々木(憲)委員 それでは次に、時価で土地を再評価する場合、基準が問題になるわけですね。本来ならば、統一した基準で対象となる会社が同時に、これがあつてほしいというふうには思っております。ところが、やるかどうかは任意だとされております。ですから、今御答弁がありましたように、銀行の場合には半分以上になります。全部やっております。事業会社は極めて一部であります。

施行令第二条によりますと、基準となる方法として五つ挙げられております。公示価格、標準価格、固定資産税評価額、路線価、鑑定評価、この五つであります。このどれを採用してもよいとされているわけでありまして、金融監督庁に確かめたいのですが、昨年、土地再評価法を利用した銀行はどのような基準で土地の再評価を行ったか、再評価のこの五つの方法それぞれについて、採用した銀行の数をお知らせいただきたいと思います。

○郵政政府委員 お答えいたします。先ほど、再評価を実施したのが八十一行と申しましたけれども、今手元にありますのが主要十七行についての計数しかございませんので、御了解いただきたいわけでございますが、主要十七行のうち十一行が土地再評価を実施しております。各行の評価方法について、各行が発表しております。

ます有価証券報告書によりまして調べたところを申し上げますと、まず、公示価格によつたところが四行ございます。次に、路線価格によつたところが五行ございます。第三に、公示価格ないし固定資産税評価額という表示をしているところが一行ございます。第四に、鑑定評価によるものとところが一行ございまして、合計十一行ということでございます。

○佐々木(憲)委員 それからもう一つは、一つの銀行で複数の評価方法を採用してよいとされていまずね。併用をしている銀行は何行あるか、また、そのうち、一番多い銀行は何種類の評価方法を採用しているか、お答えいただきたいと思ひます。

○乾政府委員 先ほど申し上げました主要行のうち十一行がやっております。先ほど申し上げました方法も、そのうち、一つの方法をメインにしまして他の方法を補助的に使つてゐるものという表示がしてあるもの、いわば今御質問の複数の方法ということだろうと思ひますけれども、その意味で複数の方法をやっておりますところは三行でございます。

○佐々木(憲)委員 それで、一つの銀行で最高何種類採用してありますか。採用している銀行は最高何種類採用してありますか。

○乾政府委員 お答えいたします。一つの銀行で複数と申ししても、見てみますと、組み合わせはいろいろございまして、けれども、公示価格をベースにしてほかの方法を組み合わせたところを中心にして、二つというところでございます。

○佐々木(憲)委員 一つの銀行でも複数、二種類が最高ですね。

言うまでもなく、公示価格というのは実勢価格の七、八割程度だとも言われておりますね。それから、固定資産税評価額は公示価格の七割程度の水準だと言われております。路線価格は公示価格の八割程度だ。場所によつても違ふと思ひますが、かなりの格差がございまして、銀行の中でも、再評価を実行した銀行とそうでない銀行があります。

そうしますと、銀行の中の格差というのは当然生まれるわけでありまして、再評価を実施した銀行同士でも、再評価方法がばらばらであります。それだけでなくて、同じ銀行の中でも再評価の方法が幾つも併用されている。今御答弁いただいたのはこういう実態だと思ひます。

そこで、提案者にお伺ひしたいわけですが、なぜこんなふうな方法を容認したのか。これでは、会計操作が勝手にできるといふことになつて、極端に言いますと、利益操作、粉飾決算の可能性がえ生まれてくると言わざるを得ないわけでありまして。なぜ、こういうばらばらな方法を採用させるということをお認めになつたのでしょうか。

〔委員長退席、鴨下委員長代理着席〕

○大原議員 先ほどもちよつと申し上げましたが、日本の土地の時価というものは、正直言つて、これを明確に株と同じようにしている市場がありません。したがつて、国土庁あたりが時価と言ふ場合には売買実例を基準に時価を決める。ただ、売買実例という今度は問題があります。ひよこつと隣のものの評価が、売買実例が、果たして時価以外のいろいろな取引要件を含んだ要素のものがあるのではないのかという問題もございまして。したがつて、一番客観的な評価をしておりますのが、相続税の路線価格がどちらかといひますと一番正確な評価になつておる。

日本の土地の評価は、あの地価税をつくるときに非常に問題になりまして、一物三価とか一物四価とか、固定資産税の評価基準も違ふし、地価税の評価基準も違ふし、公示価格の評価基準も違ふし、こういうまちまちなことでございますが、あくまでもすべての法律が言つておりますように時価でありまして、その時価の判定要素にいろいろな手法があるというわけでございますから、それらを入れて、金融機関等が評価をする場合に利便性を考慮してあげたというのが実態であります。したがつて、この評価は、正直に言ひましていいとこ食ひがでないわけですね。したがつて、すべての資産を評価して評価損の出る企業というのは恐

らく評価をしないでございましょう。

先ほど、任意であるかと言われたのであります。戦後の資産再評価もまさに任意でありましたが、二十九年だけ、やはり資本充実のために上場会社に償却資産だけ強制したという経緯もありまして、経済の現状を見ますと、パブルに踊つてやたら投資をしたところは評価損が出ます。そういうものに強制をするということもできませんし、そうでないところ、主として金融機関であります。余業禁止、他業禁止の規定がございまして、不動産を抱えてこれを転売したいというような企業は、銀行については原則としてない、したがつて評価益が出るであろう、こういう想定からやつたわけでございます。

正直に言ひまして、不動産、土地の時価とは何ぞやといふことは、先ほどもある企業会計の議論がございまして、非常に難しい問題でございまして、商法監査特例法人ならば企業公認会計士が入つていつて検査をするわけでございますので、いわゆる的確な第三者評価ができるシステムがありますから、それによつて正確な評価をしてください、こういう規定でありました。

○佐々木(憲)委員 今の御答弁でもちよつと私はまだ納得できないわけでありまして、相続税が一番客観的で正確だといふならば、その路線価格を基準にするといふのが選択の方法だろうと思ひます。が、どうもそれはなつていないわけですね。利便性を考慮したと言ひますが、利便性を考慮するといふことになりまして、選択の余地がたたくさんあつて、あるいは選択しなくてもよい、こうなりますから、統一基準、統一性、客観性というものが失われていく、そういう危険性があると私は思ひます。特に、銀行の場合には、投資家や関係者に正確な情報を開示しなければならぬと思ひます。統一した基準でなければ透明性のある情報開示にはならない。

この土地再評価制度のあり方は、先ほど議論がありましたが、会計処理の仕方として望ましいやり方なのかどうか、根本的な疑問を覚えるわけ

でございます。しかも、今回の改正案は、大手の事業会社の自社株消却に活用できるというのがねらいだとおっしゃつてゐるわけですね。そうしますと、活用できる範囲を拡大するといふふうになります。そうすると、この制度の今のような欠陥をそのままにしてさらに各方面にこれを広げるといふことになるのではないかと。

我が国の商法では、土地など固定資産の評価方法というのは取得原価であります。そのため、土地を時価で再評価するといふふうになりますと、商法の原則を根本的に変える特例をつくるということになるわけでありまして、昨年、実際にそうなつてしまつたわけですね。

本来なら、それを専門的に審議する法制審議会あるいは会計制度審議会で幅広い議論を行つて、その議を経て実行していく性格のものだと思ひます。けれども、それがなされてなかつた。なぜ正規の機関できちつとじっくりと議論をしなかつたのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

〔鴨下委員長代理退席、委員長着席〕

○大原議員 そもそもこの法律が議員立法であつたといふことは、当面のある限られた政策目的に沿つて現実の課題を解決していこうという前提から出発したわけでございます。

先ほど申し上げましたが、正直に言つて、金融機関の持つていらつしやる土地はかなり古い土地が大部分であります。それに、時価が驚異的な乖離をしておる実態等を考えますと、公的資金を十三兆円入れて貸し流し対策をしよう、自己資本の充実をしようといふときに、やはり自力によつて、持てるものを顕在化することによつて、そういう公的資金、つまり国民の一般の負担になるであろう資金の補充をする前に、みずからの実力を開示されたらいかかですかという考えから出発したわけでございます。株式については、時価そのものがいわゆる評価の対象になつております。そういう考え方から出発したあくまでも政策

的な要請に基づいた立法でございまして、いつまでもこの問題を引かずっていくつもりはございせん。

○佐々木憲委員 限られた政策目的に沿って行った、緊急対策で貸し渋り対策であった、こういうことでございませぬ。

では、本当に貸し渋り対策のためになったのかというのを検証したいと思ふんです。

○大原議員 大蔵委員は、提案者はこのように答弁されておられますね、貸し渋りを是正し、金融の円滑化に資することが最大のねらいであると。果たして効果を上げたかどうか。金融機関で約四兆円の評価益が生まれたというふうには先ほどおっしゃいました。そのうち四五%、一・八兆円がテイア2に算入される。これで、二・一五倍ですから、二十二兆五千億円の貸し出し増にマキシマムではなはずであつた。

具体的にお伺いしますけれども、この再評価によりまして貸し出しは全体で幾らふえましたか。そのうち、中小企業への貸し出しは幾らふえましたでしょうか。

○大原議員 大変難しい質問でございまして、正直に言つてこの四兆円が、自己資本の充実に二兆円弱が役に立ったわけではございまして、しなかつたよりは、私はマイナスではなかつたと思ひます。

それが幾らか出せと言われても、貸し渋り幾らだという数字が世の中に出てないわけでありまして、ここだけ抽出して出せと言われても、もなかなか算定が難しいというのを申し上げたいと思ひます。

○佐々木憲委員 目的が貸し渋り対策である、それが中心だ、そのために土地再評価法をつつたのだと言われたわけですから、その目的がどの程度達成されたのか、実際に貸し渋り対策としてどのような効果を上げたのかというのをその数字によつて把握するというのは、これは当然のことだと思ふんですね、それが中心目的なんですから、目的が達成されたかどうかを把握するとい

のは当たり前のことですが、それがやられていない。日銀の調査を見ましても、大手銀行の貸出残高はマイナス約七%程度になっております。

実際に再評価を実施した大手銀行、最近、経営健全化計画というのを各行が出しましたので、それで私、一覽表をつくつてみました。それを見ますと、貸出残高を調べてみますと、昨年三月末の実績、ことし三月末の見込み、これを比較してみますと、例えば、三井信託銀行はマイナス九千三億円でマイナス三二・一%、これが一番多いんですけれども、そのほか、東海銀行マイナス七千七百六十二億円で、さくら銀行マイナス五千六百六十三億円で、第一勧銀マイナス四千六百六十九億円で、住友銀行マイナス四千五百三十四億円で、これは中小企業向け貸し出しの実績と計画を比較したものでございませぬ。

これらの銀行は、土地再評価によつて利益を受けた。それだけではなくて、昨年、一兆八千億円の公的資金の投入を受けた。にもかかわらず、中小企業に対する貸し渋りは全く是正されておられません。結局、昨年制定された土地再評価法の中心的なねらいであつた貸し渋り対策、これが成果を上げることができなかった、私はこのように見ていふと思ふわけでありませぬ。

このことは確認できますか。

○大原議員 現在の貸し渋りには、いろいろの要因があると思ふんです。その全部を土地再評価のわずかの四兆円に責任を持たせるといふのは多少過酷な議論でありまして、もしも評価をしなかつたらさらに貸し渋りがふえたんではないのかなという議論もできるわけではございまして、全然ない方がよかつたというにはならないと思ひます。

○佐々木憲委員 貸し渋りというのは、私は銀行の行動そのものに問題があると思ふんです。国内から資金を引き揚げて海外にどんどん投資をしている、地域の中小企業がそれによつて倒産に追い込まれる、そういう事態が次から次と出ている

わけでありませぬ。それを是正するというのが本来の行政の役割で、貸し渋り対策というのはそれをやることなんです。それをやらなくて野放しにしておいて、ともかくお金だけは入れる、そういうやり方では結論としては貸し渋り対策につながっていない、この点、私は指摘をしたいわけなんです。中心的なねらいであつた貸し渋り対策、貸し渋りの解消、これには実際につながつていかなかつた。

先ほども、再評価の方法に五つの方法を認めたことによりまして、企業に意図的な、恣意的な会計処理を可能にし、異なる企業を比較する、そういう可能性を損なうという結果になっておりませぬ。結局、この土地再評価法というのは、結果的に会計原則に非常に重大なゆがみをもたらした、それだけではないで、金融機関そのものの正常な機能、地域の経済に積極的貢献をするという機能、それを是正するという方向にもつながつていけません。そういう点で、私はこの土地再評価法そのもののあり方について根本的な疑問を覚えます。

今回の改正についても、その疑問が解消されなまま対象が拡大されるということでありまして、反対せざるを得ないということを最後につけ加えまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○村井委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○村井委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

大原一三君外三名提出、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

○村井委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○村井委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党及び社会民主党・市民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。横光克彦君。

○横光委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしましたして、案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 金融資産の評価については、時価会計がグローバル・スタンダードになりつつある現状に鑑み、こうした会計慣行または会計基準に委ねるべきである。さらに土地を含むその他の資産についても時価会計の流れに留意しながら、平成十三年末を目途に現行の評価原則について見直し是非を検討すること。

一 現下の経済状況に対応するため、一部に会計慣行または会計基準に照らし緊急的な処理がみられるが、経済の回復にも留意しつつ、望ましい会計処理に移行するよう努力すること。

以上であります。何とぞ御賛成賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○村井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○村井委員長 起立多数。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。大蔵政務次官谷垣禎一君。

○谷垣政府委員 ただいま御決議のありました事

項につきましては、政府といたしましても、御趣旨を踏まえまして配慮してまいりたいと存じます。

○村井委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○村井委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○村井委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午後零時七分散会

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。
第五條及び第六條中「二年」を「三年」に改める。

第七條中「を再評価差額金として、政令で定めるところにより、貸借対照表を」を「次項において「再評価差額」という。）のうち法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額（以下、当該再評価を行った事業用土地の再評価額が当該事業用土地の再評価の直前の帳簿価額を上回る場合には「再評価に係る繰延税金負債の金額」と、当該再評価を行った事業用土地の再評価額が当該事業用土地の再評価の直前の帳簿価額を下回る場合には「再評価に係る繰延税金資産の金額」という。）を、当該再評価を行った事業用土地の再評価額の総額が当該事業用土地の

再評価の直前の帳簿価額の総額を上回る場合には貸借対照表の負債の部に、当該再評価を行った事業用土地の再評価額の総額が当該事業用土地の再評価の直前の帳簿価額の総額を下回る場合には貸借対照表の資産の部に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の場合においては、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債の金額を控除した金額又は再評価差額に再評価に係る繰延税金資産の金額を加えた金額を、再評価差額金として、貸借対照表の資本の部に計上しなければならない。

3 再評価に係る繰延税金負債の金額又は再評価に係る繰延税金資産の金額に異動が生ずる場合には、前項の規定により、再評価差額金を計上し直すものとする。

第七條の次に次の一条を加える。
第七條の二 第三條第一項第一号に掲げる法人である株式会社が前条の規定により再評価差額金を計上した場合において、当該株式会社についての利益の配当の限度額、商法第二四四條ノ三ノ二第五項（同法第二四四條ノ五において準用する場合を含む。）に規定する供託すべき額の限度額、同法第二四四條ノ三第三項に規定する株式の取得価額の総額の限度額、同法第二四四條ノ四第一項及び第二項の純資産額、同法第二百二十二條ノ二第三項に規定する株式の取得価額の総額の限度額、同法第二百九十三條ノ五第一項の金銭の分配の限度額、同法第四項及び第五項の純資産額並びに株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）以下「株式消却特例法」という。）第三條第五項に規定する株式の取得価額の総額の限度額及び株式消却特例法第三條の二第六項の純資産額を計算するときは、当該再評価差額金の額を控除する。

2 第三條第一項第一号に掲げる法人である相互会社（保険業法（平成七年法律第五十五号）第二條第五項に規定する相互会社をいう。）が前条の規定により再評価差額金を計上した場合にお

いて、当該相互会社についての基金利息の支払の限度額及び基金の償却又は剰余金の分配の限度額を計算するときは、当該再評価差額金の額を控除する。

3 第三條第一項第二号から第八号までに掲げる法人が前条の規定により再評価差額金を計上した場合において、当該法人についての剰余金の配当の限度額を計算するときは、当該再評価差額金の額を控除する。

第八條第二項第一号中「減額した金額」の下に「（当該減額した金額に対応する再評価に係る繰延税金負債の金額を除く。）」を加える。

（再評価差額金の取崩しの特例）
第八條の二 株式消却特例法第二條第五号に規定する公開会社は、定款をもつて、経済情勢、当該会社の業務又は財産の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは取締役会の決議により再評価差額金をもつてその株式を買い受けて消却することができる旨を定めることができる。

2 前項の場合においては、前条第三項の規定にかかわらず、平成十三年三月三十一日までの間に限り、再評価差額金を取り崩し、これをもつて株式を買い受けて消却することができる。

3 第一項の規定による再評価差額金をもつてする株式の買受けについては、株式消却特例法第三條の二第二項から第六項まで、第四條から第六條まで、第八條及び第九條並びに商法第二百二十二條ノ二第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、株式消却特例法第三條の二第三項中「資本準備金及び利益準備金の合計額から資本の四分の一に相当する額を控除した額」とあるのは「再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七條の再評価差額金をいう。以下同じ。）の額から同法第三條第一項の規定による再評価を行った時の再評価差額金の額（同法第八條第一項又は第二項の規定により取り崩した再評価差

額金があるときは、その額を控除した額。第五項において同じ。）の三分の一に相当する金額を控除した額」と、同法第五項中「資本準備金及び利益準備金の合計額から資本の四分の一に相当する額を控除した額」とあるのは「再評価差額金の額から土地の再評価に関する法律第三條第一項の規定による再評価を行った時の再評価差額金の額の三分の一に相当する金額を控除した額」と、株式消却特例法第六條第一項中「第三條第五項又は第三條の二第五項」とあるのは「土地の再評価に関する法律第八條の二第三項において読み替えて準用する第三條の二第五項」と読み替えるものとする。

4 第一項の決議による株式の消却による変更の登記の申請書には、再評価差額金の存在を証する書面を添付しなければならない。

5 第一項の規定による株式の買受けについては、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二四四條の六第一項中「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）」第三條第一項」とあるのは「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）」第三條第一項若しくは土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第八條の二第一項」と、同法第二十七條の二第二項第一号中「又は株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三條第一項」とあるのは「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三條第一項」と、同法第六十六條第二項第一号中「若しくは株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三條」とあるのは「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三條の規定」とあるのは「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三條

若しくは土地の再評価に関する法律第八条の二の規定」と、「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」とあるのは「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」若しくは土地の再評価に関する法律第八条の二第一項に規定する取締役会の決議（同条第三項において準用する株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条の二第四項に規定する事項に係るものに限る。）」と読み替えて、これらの規定を適用する。

6 保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。）を営む株式会社が第一項の決議による株式の消却を行う場合における同法第十五条第一項の規定の適用については、同項中若しくは株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）第三条第一項とあるのは、「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）第三十五号）第二条第一項若しくは土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第八条の二第一項」とする。

第九条第二項中「前条第一項」を「第八条第一項」に改める。
第十一条第一項中「に係る再評価差額金の取崩し後」を「の売却等による処分の日以後最初に到来する決算期以後」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十二年三月三十一日前に到来する決算期において、この法律による改正後の土地の再評価に関する法律第七条第一項に規定する再評価に係る繰延税金負債の金額及び同項に規定

する再評価に係る繰延税金資産の金額を計算するための企業会計の基準を採用していない法人の当該決算期に係る再評価差額金については、この法律による改正前の土地の再評価に関する法律の規定を適用することができる。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第十一号）の一部を次のように改正する。
附則第五条に次の一項を加える。

3 土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第八条の二第三項の規定の適用については、新法第三条の二第二項から第六項までの規定及び新法第六条第一項の規定（新法第三条の二第五項に係る部分に限る。）は、第一項の時以後も、なおその効力を有する。

理由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、土地の再評価を行うことができる期限を一年延長し、再評価差額金を税効果会計を用いて貸借対照表に計上することとともに、公開会社について、再評価差額金をもってその株式を消却することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第五号

大蔵委員会議録第十号

平成十一年三月二十三日

平成十一年四月六日印刷

平成十一年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

F